申請手続きの流れ
（フローチャート）

申請者

申請

□事前相談アンケート
□補助金交付申請書（別記第１号様式）
□申請者の本人確認ができるもの
（運転免許証、マイナンバーカードなど）
□建物の所有者を確認できる書類
（固定資産税課税明細書の写しなど）
□建物の位置図（地図の写し等）
□雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面
（手書きの簡易なものでも可）
□雨水貯留施設設置前の写真
（設置近くの雨どいも写してください）
□見積書（本体、付属品）
□所有者の同意書
（申請者が建物の所有者でない場合）

亀岡市

受付・交付決定

□補助金交付決定通知書
□呑龍ステッカー
※約３週間程度で郵送

購入・設置

□補助金交付決定通知書が届いてから購入

※見積金額から購入金額に変更があり、
補助金交付決定通知書の額と食い違いが
生じたときは、**補助金変更（中止）申請**
が必要となります。

実績報告・請求

□実績報告書（第６号様式）
□設置した雨水貯留施設の領収書の写し
（宛名が明記されていてるもの）
□雨水貯留施設の設置状況が分かる写真
（雨どいと同封したステッカーが貼ってある
ことが分かるようなもの）
□補助金交付請求書（第８号様式）

受付・交付確定

□補助金交付確定通知書
□亀岡市アンケート
□京都府アンケート
□補助金振込

アンケート回答